

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正について

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第46条第~~2~~3項の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、早出遅出勤務、介護休業、~~育児部分休業及び、介護部分休業、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限~~に関する取扱いについて、~~関し必要な事項を定めることを目的とする。~~

(中略)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第13条 育児休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、~~当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、~~国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(平成16年4月1日総長裁定)第35条の規定によりその者の号俸を調整することができる。

(中略)

第2章の2 育児短時間勤務

(育児短時間勤務)

第14条の2 教職員は、小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するため、大学に申し出ることにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該教職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務の申出をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了又は撤回の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日(国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第11条に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において午前8時30分から正午までの3時間30分勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき午後1時から午後5時30分までの4時間30分勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8時間勤務すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が20時間から25時間までの範囲内の時間となるように大学の定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の申出は、育児短時間勤務をしようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、当該育児短時間勤務開始予定日の前日から起算して1月前の日までに、育児短時間勤務申出書により行うものとする。

3 第5条第4項の規定は、前項の申出について準用する。

（育児短時間勤務をすることができない教職員）

第14条の3 前条の申出は、次の各号の一に該当する教職員は、これを行うことができない。

(1) 第14条第1項の規定により任期を定めて採用された教職員

(2) 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている教職員

(3) 前号に掲げる教職員のほか、教職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該教職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第14条の4 第14条の2第1項ただし書で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務が、産前の休暇を始め若しくは出産したことにより効力を失い、又は第14条の6第1項第2号に掲げる事由に該当したことにより終了した後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する当該育児短時間勤務に係る子以外の子が死亡し、又は養子縁組等により教職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務が、教職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより終了した後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児短時間勤務が、第14条の6第1項第3号に掲げる事由に該当したことにより終了したこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした教職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の大学が定める方法により養育したこと（当該教職員が、当該育児短時間勤務の申出の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により大学に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じること。

（育児短時間勤務の期間の延長）

第14条の5 育児短時間勤務をしている教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）

は、大学に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を申し出ることができる。

2 第14条の2第2項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。この場合

において、「当該育児短時間勤務開始予定日の前日」とあるのは「育児短時間勤務の期間の末日」と読み替えるものとする。

3 第5条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の申出について準用する。

(育児短時間勤務の終了)

第14条の6 育児短時間勤務は、次の各号の一に該当する場合には、当該事情が生じた日(第9号から第11号までに掲げる事情が生じた場合にあってはその前日)に終了する。

(1) 教職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該教職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務が開始されたとき。

(3) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務が開始されたとき。

(4) 育児短時間勤務の申出に係る子が死亡したとき。

(5) 育児短時間勤務の申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消があったとき。

(6) 育児短時間勤務の申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児短時間勤務申出をした教職員と当該子が同居しないこととなったとき。

(7) 育児短時間勤務の申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児短時間勤務申出に係る子について小学校第3学年の終期を経過するまでの間、当該子を養育することができない状態になったとき。

(8) 育児短時間勤務に係る子が小学校第3学年の終期を経過したとき。

(9) 育児短時間勤務をしている教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。

(10) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子について育児休業が開始されたとき。

(11) 育児短時間勤務をしている教職員について新たに第31条の規定による介護休業が開始されたとき。

2 育児短時間勤務をしている教職員は、前項第4号から第7号までに掲げる事由が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届け出なければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児短時間勤務の申出の撤回等)

第14条の7 育児短時間勤務の申出をした教職員は、育児短時間勤務開始予定日とされた日の前日までに所定の申出書を大学に提出することにより、育児短時間勤務の申出を撤回することができる。

2 育児短時間勤務の申出がなされた後、育児短時間勤務開始予定日とされた日の前日までに、前条第1項各号の一に該当する場合には、当該育児短時間勤務の申出は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、大学に対して当該事由が生じた旨を遅滞なく届出しなければならない。

(育児短時間勤務教職員についての給与規程の特例)

第14条の8 育児短時間勤務教職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の

左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条	による	によるものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第4項、第24条及び第27条第1項	勤務時間等規程	育児・介護休業等規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第23条第1項	支給する	支給する。ただし、育児・介護休業等規程第14条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第28条第3項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第28条第4項及び第31条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第28条第4項及び第32条第4項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第28条第5項及び第32条第5項	別に定める	育児短時間勤務教職員の勤務時間を考慮して別に定める

(育児短時間勤務教職員についての勤務時間等規程の特例)

第14条の9 育児短時間勤務教職員についての勤務時間等規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間等規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	とする	とする。ただし、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第14条の2第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をする教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)の1週間及び1日当たりの勤務時間は、当該育児短時間勤務の内容に従って定める
第4条第1項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の勤務の始業及び終業の時刻は、当該育児短時間勤務の内容に従って定める
第11条	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の週休日は、当該育児短時間勤務の内容に従って定める
第16条第1項	ことがある	ことがある。ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員である場合にあっては、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が20時間から25時間までの範囲内の時間となるように勤務時間を割り振るものとする
第21条第1項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の年次休暇の日数は、当該育児短時間勤務の内容を考慮して別に定める

(育児短時間勤務が終了した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第14条の10 第14条の6第1項の規定により育児短時間勤務が終了した場合において、大学で定めるやむを得ない事情があるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた教職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において勤務させることができる。この場合において、前2条の規定を準用する。

第3章 育児部分休業及び育児早退休業

(育児部分休業及び育児早退休業)

第15条 教職員は、当該教職員の~~3歳に満たない~~小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が~~3歳に達する日~~小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。

~~2 教職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、当該子が小学校就学の始期に達する前日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児早退休業」という。)をすることができる。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。~~

(育児部分休業及び育児早退休業をすることができない教職員)

第16条 次の各号の一(労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は育児部分休業及び~~育児早退休業~~をすることができない。

- (1) 育児部分休業及び~~育児早退休業~~により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている教職員
- (2) 前号に掲げる教職員のほか、育児部分休業及び~~育児早退休業~~をしようとする時間において、育児部分休業及び~~育児早退休業~~により養育しようとする子を教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該教職員
(育児部分休業及び~~育児早退休業~~の単位)

第17条 育児部分休業は、~~国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下この条において「勤務時間等規程」という。）~~第6条第3項に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等規程第27条第7号に規定する保育時間を承認されている教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、~~30分15分~~を単位として行うものとする。

~~2 育児早退休業は、教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、17時から15分を単位として行うものとする。~~

（育児部分休業の申出等）

第18条 育児部分休業の申出は、あらかじめ、育児部分休業申出書により行うものとする。

2 第5条第4項の規定は、~~育児部分休業前項~~の申出等について準用する。

（育児部分休業者及び~~育児早退休業者~~の給与）

第19条 育児部分休業及び~~育児早退休業者~~により勤務しない場合には、給与規程第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（育児休業に係る規定の準用）

第20条 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、~~育児部分休業及び育児早退休業者~~について準用する。

第3章の2 育児のための早出遅出勤務

（育児を行う教職員の早出遅出勤務）

第20条の2 教職員は、~~小学校3学年の終期に達するまでの小学校第3学年の終期を経過するまでの~~子を養育するために、大学に請求することにより、始業及び終業の時刻を、教職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務（以下「早出遅出勤務」という。）をすることができる。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

（中略）

第20条の6 早出遅出勤務期間は、次の各号の一に該当する場合には、第20条の4第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日の前日（第1号及び第2号に掲げる事情が生じた場合にあつては、当該事情が生じた日）に終了する。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたとき。
- (2) 請求に係る子が~~小学校就学の始期に達した~~小学校第3学年の終期を経過したとき。
- (3) 請求を行った教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。
- (4) 請求を行った教職員について新たに第3条の規定による育児休業が開始されたとき。
- (5) 請求を行った教職員について新たに第31条の規定による介護休業が開始されたとき。

2 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届出しなければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

第4章 育児のための時間外勤務の制限

(育児を行う教職員の時間外勤務の制限)

第21条 教職員は、~~小学校就学の始期に達するまでの~~小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、制限時間(1月について24時間、1年について150時間をいう。以下同じ。)を超えて正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

(中略)

第25条 時間外勤務制限期間は、次の各号の一に該当する場合には、第23条第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1号及び第2号に掲げる事情が生じた場合にあつては、当該事情が生じた日)に終了する。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたとき。
- (2) 請求に係る子が~~小学校就学の始期に達した~~小学校第3学年の終期を経過したとき。
- (3) 請求を行った教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。
- (4) 請求を行った教職員について新たに第3条の規定による育児休業が開始されたとき。
- (5) 請求を行った教職員について新たに第31条の規定による介護休業が開始されたとき。

2 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届出しなければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

第5章 育児のための深夜勤務の制限

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限)

第26条 教職員は、~~小学校就学の始期に達するまでの~~小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に勤務を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

(中略)

第30条 深夜勤務制限期間は、次の各号の一に該当する場合には、第28条第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1号及び第2号に掲げる事情が生じた場合にあつては、当該事情が生じた日)に終了する。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたとき。
- (2) 請求に係る子が~~小学校就学の始期に達した~~小学校第3学年の終期を経過したとき。
- (3) 請求を行った教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。
- (4) 請求を行った教職員について新たに第3条の規定による育児休業が開始されたとき。
- (5) 請求を行った教職員について新たに~~第31次条~~第31条の規定による~~育児による~~介護休業が開始されたとき。

2 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大

学に届出しなければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(中略)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第39条 介護休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、~~当該介護休業をした期間の~~
~~2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、~~国立大学法人京都大学教職員の
初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第35条の規定によりその者の号俸を調整するこ
とができる。

(中略)

附 則 (平成20年達示第76号) 抄

1 この規程は、平成20年2月4日から施行する。

2 第4条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(次項において「育児・介護規程」という。)第13条及び第39条の規定は、平成19年8月1日から適用する。

3 この規程の施行の際現に第4条の規定による改正前の育児・介護規程第15条第2項(国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第58条において準用する場合を含む。)の規程による育児早退休業をしている教職員については、第4条の規定による改正後の育児・介護規程第15条の規定による育児部分休業をしている教職員とみなす。